旭川市立北光小学校

学校いじめ防止基本方針

平成２６年４月

（令和５年４月改定）

【目　次】

はじめに　…2
第１章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項　…2
１　いじめ防止等の対策に関する基本理念　…2
２　いじめの理解　…3
（１）いじめの定義
（２）いじめの内容
（３）いじめの要因
（４）いじめの解消
（５）いじめの重大事態
第２章　学校が実施するいじめ防止等の取組　…5
１　本校のいじめの実情及び令和５年度の目標　…5
２　児童が主体となった取組の推進　…5
３　学校いじめ対策組織の設置　…6
４　いじめ防止の取組　…7
５　いじめの兆候の早期発見と積極的な認知　…8
６　いじめへの対処　…9
７　いじめの解消　…１０
８　いじめの重大事態への対応　…１１
９　いじめ防止等に関する機関，保護者との連携　…１２
１０　インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携　…１２
１１　学校いじめ防止プログラム　…１３
【巻末資料】
早期発見・事案対処マニュアル　…15
いじめ早期発見のためのチェックシート　…１６
主な相談窓口　…１７

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第１章　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

２　いじめの理解

（１）　いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないよう努めます。

第２条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　この法律において「学校」とは、学校教育法第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

３　この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

４　この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（２）　いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- ○　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ○　仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ○　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ○　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ○　金品をたかられる。
- ○　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ○　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ○　パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。　など

（３）　いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

○　いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
○　いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
○　いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
○　児童一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
○　児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

（４）　いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア　いじめに係る行為が止んでいること
　いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。

イ　いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
　いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（５）　いじめの重大事態

重大事態とは、法第２８条第１項により次のとおり規定されています。

ア　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
イ　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第２章　学校が実施するいじめの防止等の取組

１　本校のいじめの実情及び令和５年度の目標（指標）

昨年度の本校のいじめの実態は、以下の通りとなっています。

〇いじめの認知件数…16 件（以下、重複も含む）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる（10 件）
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。（２件）
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする、（４件）
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。（３件）
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。（２件）

〇いじめ認知解消…15 件

〇「いじめはどんなことがあっても許さないと思う」回答率…１００％

〇「嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない」の回答率…６％

昨年度は、「いじめアンケート」の他に、毎月の「ひかりっ子にこにこアンケート」も実施し、日常的な児童の困り感を把握し、その都度心のケアに努めてきました。また、児童会が主体となった「いじめ撲滅運動」を通して、「いじめはどんなことがあっても許さない」という気持ちが育ってきていると考えています。今後は、解消に至らなかった事案は解決に向けた動きをさらに加速させるとともに、児童が嫌な思いをした際に相談できる手段を児童にもっと発信し、「嫌な思いをしたときに誰にも相談しない」の回答率を０％にします。

今年度も、校内の教育相談体制を再確認するとともに、児童が安心して困ったことを相談できる場の設定に努めます。毎月のアンケートの継続、担任との教育相談の時間の確保を行っていきます。また、重点目標である『いろいろな人と仲良くなろう』を達成するために、様々な場面を通して、自己存在感を大切にした、共感的な人間関係の育成を図ります。

いじめの問題を組織的に対応するために「学校いじめ防止対策委員会」を月１回開催しています。また、児童が発する変化の兆候（悩みやいじめの訴えなど）が見られたときは、積極的に受け止め、即時に対策を講じる「いじめ対策チーム」を招集し、問題傾向と対応策の協議を行います。全職員と共有を図り、多くの目で児童を見守る体制づくりに努めます。

２　児童が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

〇 児童会を中心に、いじめの問題等について話し合い、自校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針（児童版）を策定する。

〇 児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童生徒が、いじめ防止の取組の意義を

理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。

○いじめを未然に防ぐために、児童会を中心に、学校生活をより良く過ごせるための活動の工夫を図る。

３　学校いじめ対策組織の設置

（１）学校いじめ対策組織の構成

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ防止対策推進委員会」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際に、児童や保護者の代表、地域住民の代表として学校運営協議会委員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW），スクールサポーター（SS）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

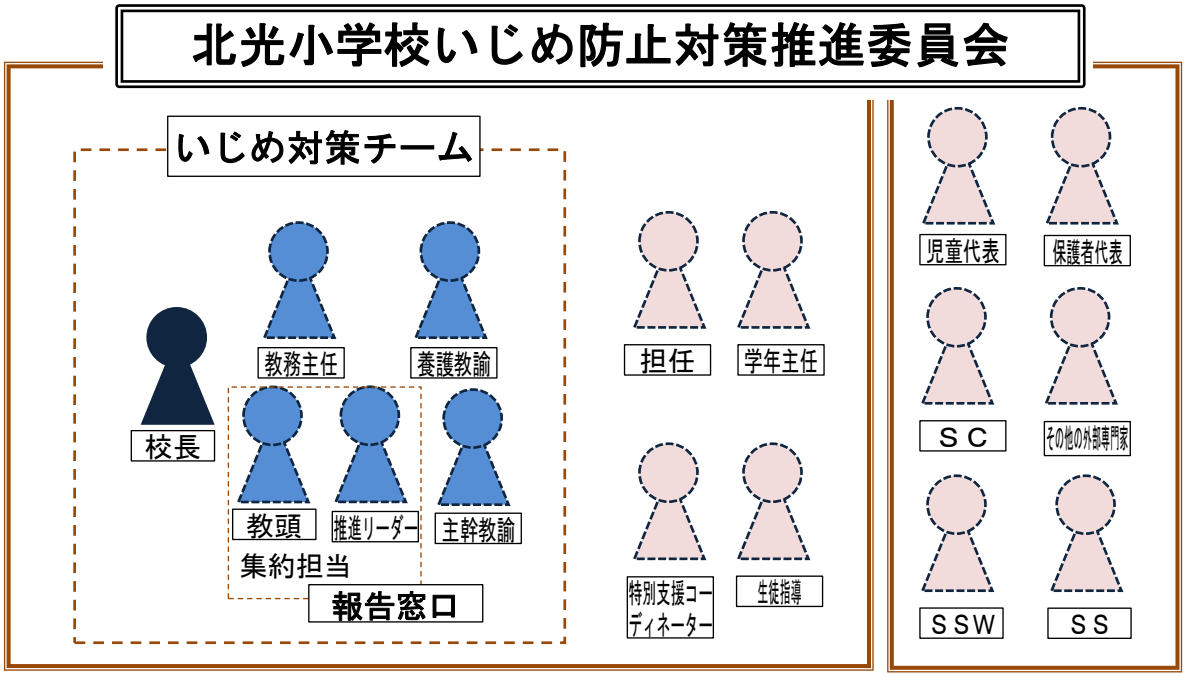

（２）学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア）いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア）いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ）いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児

童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ）いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ）いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導等の対処プランの策定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア）基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ）いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ）基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

エ）「いじめ対策チーム」による会議を含め，学校いじめ対策組織会議の内容を記録し，整理・保管をする

④学校の取組に対する検証・見直し

ア）学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、ＰＤＣＡサイクル（ＰＬＡＮ→ＤＯ→ＣＨＥＣＫ→ＡＣＴＩＯＮ）で見直し、実効性のある取組を進める。

イ）いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取組の改善を図る。

４　いじめ防止の取組

（１）いじめについての共通理解

①いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。

②いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組を進めます。

（２）いじめに向かわない態度・能力の育成

①教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。

②幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

（３）いじめが生まれる背景と指導上の注意

①いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努めます。

②教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

（４）自己有用感※1や自己肯定感※2をはぐくむ指導の充実

①教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。

②自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。

③自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1　自己有用感･･･他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2　自己肯定感･･･「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

（５）児童自らがいじめの未然防止について考え、取り組む指導の充実

①児童自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を主体的に進めます。

②児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。

③児童が傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

④いじめを未然に防ぐために、学校生活をより良く過ごすために、児童自らが主体的に取り組むことの大切さを伝えていきます。

５　いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

（１）早期発見のための措置

①日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックリスト」＊P１６参照の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。また、ささいな兆候であっても組織で共有し、いじめを軽視することなく積極的に認知いたします。

※早期発見・事案対処マニュアル　資料参照

②児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口＊P１７参照について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

資料③「いじめ発見・見守りチェックリスト」、資料④「主な相談窓口」を17～18ページに掲載します。

６　いじめへの対処

（１）いじめの発見・通報を受けたときの対応

①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。

②いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」＊P１６参照の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないよう見守ります。

③児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

（２）いじめられた児童及びその保護者への支援

①いじめられた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。

②いじめられた児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。

③必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

（３）いじめた児童への指導及びその保護者への助言

①いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。

②いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。

③事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

（４）いじめが起きた集団への働きかけ

①いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。

②学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

（５）インターネット上のいじめへの対応

①情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。

②学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。
③不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

（６）性に関わる事案への対応
①他の事案と同様に，学校いじめ対策組織において，組織的にいじめであるか 否かの判断を行うとともに，児童生徒のプライバシーに配慮した対処を行います。
②事案の対処に当たっては，管理職や関係教職員，養護教諭等によるチームを編成し，児童生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど，適切な役割分担を行います。
③事案に応じて，スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに，医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
④チーム内のみで詳細な情報を共有し，情報管理の徹底に努めます。

（７）関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応
①教育委員会との緊密な連携の下，対応や指導において，学校相互間の連携を図ります。

保護者の役割
〇保護者は，その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には，気持ちを受け止め，心と体を守ることを第一に考え，「絶対に守る」という気持ちを伝え，安心させるとともに，児童生徒の心情等を十分に理解し，対応するよう努めることが大切です。
〇保護者は，その保護する児童生徒がいじめを行った場合には，自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに，児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないよう，児童生徒を見守り支えることが大切です。

７　いじめの解消

（１）いじめが「解消している」状態
単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の２つの要件が満たされている場合、解消と判断します。
①いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも３か月止んでいる状態が、継続していること。
②いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

（２）観察の継続

①いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見チェックシート」を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。

②いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

８　いじめの重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

〇学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。

〇教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。

〇重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする

〇調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供する。

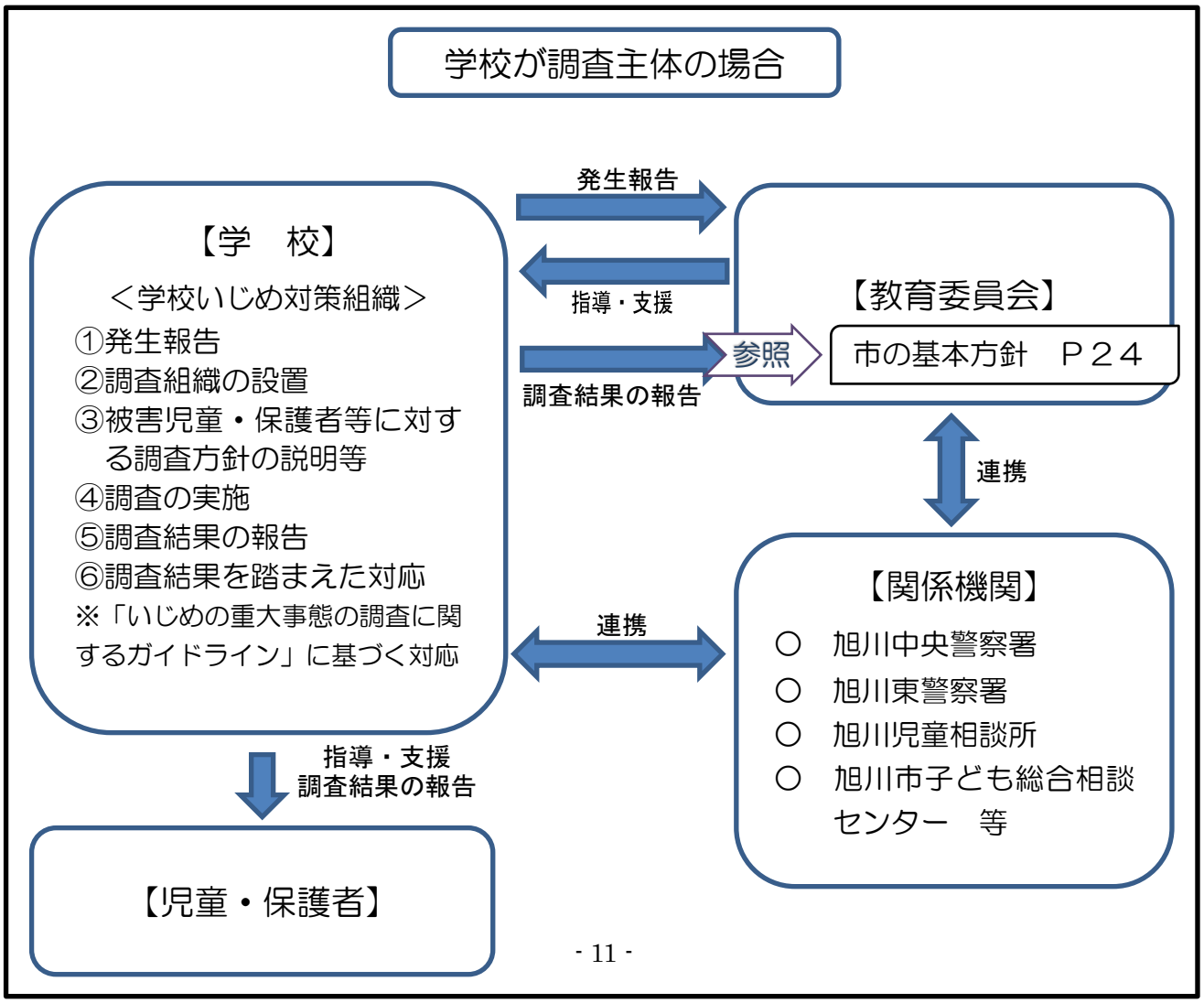

９　いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

○ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。

○ いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応する。

○ 民間の相談機関との連携については，管理職が窓口となり，個人情報保護に配慮しながら，いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに，対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。

１０　インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

○ 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。

○ 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。

○ 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

１１　学校いじめ防止プログラム

	４月	５月	６月（強調月間）
教職員	○学校いじめ防止対策会議 ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒，保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割，事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ○校内研修 ・基本方針の内容の共通理解 ○学校ネットパトロール ※通年で実施する	○学校いじめ防止対策会議 ・校内研修の内容の検討 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 ○「いじめの問題への取組状況の調査」① ○児童交流 ※毎月で実施する	○学校いじめ防止対策会議 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ・ほっと実施方法の確認 ○スクールカウンセラーによる相談（毎月） ○校内研修 ・いじめ防止未然に向けた取組 ○教育相談
児童	○基本方針（生徒版）策定 ・各学級での検討，周知 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センター	○にこにこアンケート ※毎月，困り感を確認する ○いじめ撲滅宣言の作成 児童会の取組　例）あいさつ運動　たてわり班活動	○いじめアンケート調査① ○生徒が主体となった未然防止の取組
家庭・地域	○保護者懇談会 ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 ○基本方針のＨＰ公開		○学校運営協議会 ・学校いじめ防止基本方針等の説明

	７月	８月	９月
教職員	○学校いじめ防止対策会議 ・ほっとの結果分析 ・１学期の取組の点検・評価 ○「ほっと」の実施	○学校いじめ防止対策会議 ・校内研修（条例の周知）の検討 ・条例に関わっての変更点の検討 ○校内研修 ・旭川市いじめ防止条例についての共通理解 ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加	○学校いじめ防止対策会議 ・強調月間の取組の検討 ○教育相談 ○「いじめの問題への取組状況の調査」② ○校内研修 ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告
児童	○生活・学習Ａｃｔサミットへの参加 児童会の取組　例）あいさつ運動　たてわり班活動		○新しい条例の学習
家庭・地域		○市主催「生徒指導研究協議会」への参加	○条例の制定の説明 ・旭川市いじめ防止条例に係っての取組

	１０月（強調月間）	１１月	１２月
教職員	○学校いじめ防止対策会議 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ○教育相談	○学校いじめ防止対策会議 ・ほっと実施方法の確認 ・ ○校内研修 ・人権を守る教育	○学校いじめ防止対策会議 ・ほっとの結果の分析 ・２学期の取組の点検・評価 ・３学期の重点の検討 ○「ほっと」の実施
児童	○いじめアンケート調査② ○命の安全教育・ＳＮＳ等の情報教育 ○人権教育（5 年） ○生徒が主体となった未然防止の取組 児童会の取組　例）あいさつ運動　たてわり班活動		
家庭・地域			

	１月	２月	３月
教職員	○学校いじめ防止対策会議 （随時）	○学校いじめ防止対策会議 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○教育相談	○学校いじめ防止対策会議 ・１年間のいじめ防止の取組や対処等の状況，指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告
児童	児童会の取組　例）あいさつ運動　たてわり班活動	○いじめアンケート調査③	
家庭・地域		○学校運営協議会 ・１年間の取組状況等の説明 ・次年度に向けて	

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

＜いじめの把握＞

○　いじめを受けた生徒や保護者
○　学級担任
○　生徒アンケート調査や教育相談
○　学校以外の関係機関や地域住民
○　周囲の生徒や保護者
○　養護教諭等学級担任以外の教職員
○　スクールカウンセラー（ＳＣ）
○　その他

＜いじめの報告＞

○　把握者　→　報告窓口　→　集約担当　→　校長・教頭

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

□事実関係の把握
□いじめ認知の判断
□「いじめ対処プラン」の作成（指導方針，指導方法，役割分担等の決定）
□全教職員による共通理解
□ＳＣや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

○　いじめを受けた生徒及び保護者への支援
○　いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
○　周囲の生徒への指導
○　ＳＣなどによる心のケア
○　関係機関（教育委員会，警察，子ども総合相談センター）との連携

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学校	□組織体制を整え，いじめを止めさせ，安全の確保及び再発を防止し，徹底して守り通す。 □いじめの解消の要件に基づき，対策組織で継続して注視するとともに，自尊感情を高める等，心のケアと支援に努める。	□いじめは，他者の人権を侵す行為であり，絶対に許されない行為であることを自覚させるなど，謝罪の気持ちを醸成させる。 □不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど，いじめに向かうことのないよう支援する。	□いじめを傍観したり，はやし立てたりする行為は許されないことや，発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □自分の問題として捉え，いじめをなくすため，よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	□家庭訪問等により，その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □今後の指導の方針及び具体的な手立て，対処の取組について説明する。	□迅速に事実関係を説明し，家庭における指導を要請する。 □保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに，継続的な助言を行う。	□いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し，教育的配慮のもと，個人情報に留意しながら，必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

○　いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

○　原因の詳細な分析
□事実の整理，指導方針の再確認
□スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

○　学校体制の改善・充実
□生徒指導体制の点検・改善
□教育相談体制の強化
□児童生徒理解研修や事例研究等，実践的な校内研修の実施

○　教育内容及び指導方法の改善・充実
□生徒の居場所づくり，絆づくりなど，学年・学級経営の一層の充実
□道徳教育の充実等，児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
□分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導，自己有用感を高める指導など，授業改善の取組

○　家庭，地域との連携強化
□教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
□学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
□生徒のＰＴＡ活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

いじめ発見・見守りチェックリスト

年　　組　　記入者　　【記入日　　月　　日】

次の項目に該当する児童がいる場合は，横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童氏名

- □　遅刻・欠席・早退が増えた。……〔　　〕
- □　保健室などで過ごす時間が増えた。又は，すぐに保健室に行きたがる。……〔　　〕
- □　用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。……〔　　〕
- □　教職員のそばにいたがる。……〔　　〕
- □　登校時に，体の不調を訴える。……〔　　〕
- □　休み時間に一人で過ごすことが多い。……〔　　〕
- □　交友関係が変わった。……〔　　〕
- □　他の子の持ち物を持たされたり，使い走りをさせられたりする。……〔　　〕
- □　表情が暗く（さえず），元気がない。……〔　　〕
- □　視線をそらし，合わそうとしない。……〔　　〕
- □　衣服の汚れや傷み等が見られる。……〔　　〕
- □　持ち物や掲示物等にいたずらされたり，落書きされたり，隠されたりする。……〔　　〕
- □　体に擦り傷やあざができていることがある。……〔　　〕
- □　けがをしている理由を曖昧にする。……〔　　〕

授業や給食の様子

児童氏名

- □　教室にいつも遅れて入ってくる。……〔　　〕
- □　学習意欲が減退したり，忘れ物が増えたりしている。……〔　　〕
- □　発言したり，褒められたりすると冷やかしやからかいがある。〔　　〕
- □　グループ編成の際に，所属グループが決まらず孤立する。〔　　〕
- □　グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。〔　　〕
- □　食事の量が減ったり，食べなかったりする。……〔　　〕

清掃や放課後の様子

児童氏名

- □　清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……〔　　〕
- □　ゴミ捨てなど，人の嫌がる仕事をいつもしている。……〔　　〕
- □　一人で下校することが多い。……〔　　〕

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

＜電話番号＞
代　表　　０１６６－２６－５５００
子どもホットライン　０１２０－５２８５０６（こんにちはコール）
＜受付時間＞
月・木　８：４５～２０：００　　火・水・金　８：４５～１７：１５

◆旭川市子ども総合相談センター

＜電話番号＞
代　表　　０１６６－２６－５５００
子どもホットライン　０１２０－５２８５０６（こんにちはコール）
＜受付時間＞
月・木　８：４５～２０：００　　火・水・金　８：４５～１７：１５

◆子どもの人権１１０番（旭川地方法務局）

＜電話番号＞
０１２０－００７－１１０（ぜろぜろなな の ひゃくとおばん）
＜受付時間＞
平日　８：３０～１７：１５

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

＜電話番号＞
０１６６－３１－５５１１
＜受付時間＞
平日　９：００～１７：００

◆法テラス旭川

＜電話番号＞
０５０－３３８３－５５６６
＜受付時間＞
平日　９：００～１７：００

◆上川教育局教育相談電話

＜電話番号＞
０１６６－４６－５２４３
＜受付時間＞
平日　８：４５～１７：３０

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

＜電話番号＞
０１２０－３８８２－５６
０１２０－０－７８３１０（２４時間子供ＳＯＳダイヤル）
＜受付時間＞　　＜メール相談＞
毎日２４時間　　sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆北海道こころの健康ＬＩＮＥ相談（北海道保健福祉部）

＜受付時間＞

平日，土曜日，祝日　１８：００～２２：００
日曜日　　１７：００～翌朝６：００

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

＜Web サイト＞

https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。
事前に都合のよい日時をお知らせください。
旭川市立北光小学校ＴＥＬ51-7712